

会社名: <b>有限会社 ホリケン</b>		承認	承認	承認	承認	承認	承認
<b>第125回 安全衛生協議会</b>							
実施年月日	<b>2022年11月4日</b>	議事録作成者		<b>木村 学・鯉淵 則行</b>			
責任者	<b>堀 峰也</b>	出席者		<b>別紙参照</b>			
第125回ホリケン合同勉強会兼安全衛生協議会.pdf							
1	2022年度からの建設業での変更点について学びました。						
	1) 墜落制止用器具への変更						
	安全帯の名称が墜落制止用器具に改め、認められる器具も変更になりました。						
	新・旧規格の見分け方書類に基づき、各自で使用している器具を確認し規格外の器具は使用しないよう指示がありました。						
	2) 事前調査結果報告の義務化						
	建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、事前に法令に基づく石綿(アスベスト)の使用有無の調査が義務となりました。						
	※2023年10月から着工する工事の調査には日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う。						
2	建設業の人手不足について学びました。						
	建設技能者数全体の約4分の1が60歳以上で占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれている。						
	29歳以下の割合は全体の12%程度。若年入職者の確保・育成が課題。						
3	高所作業での安全基準について動画で学びました。						
	①10分間の平均風速が10m以上の場合高所での作業を中止する。						
	②降雨量が50mm以上の場合高さ2m以上の作業や電動工具の使用禁止。						
	③霜が降りたときに屋根に上がる場合は完全に乾いてから上がる。						
	④震度4以上の地震の場合は安全な場所に避難する。						

